

木造・木質化支援事業実施要領

制定	令和5年6月12日付け5信木利第32号
一部改正	令和6年4月10日付け6信木利第3号
一部改正	令和6年12月25日付け6信木利第128号
一部改正	令和7年6月9日付け7信木利第55号
一部改正	令和8年4月15日付け8信木利第10号

(趣旨)

第1 この要領は、木造・木質化支援事業の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2 木造・木質化支援事業（以下「事業」という。）は、本県の豊富な森林資源を活かし、広く県民が利用する施設等での県産材利用を支援し、モデル性の高い施設整備の木造・木質化を推進することにより、県民の県産材利用の意識醸成及び県産材の利用拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広く県民が利用する施設等

補助事業者が所有又は管理・運営する広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示波及効果が期待できる施設

(2) 子ども

おおむね18歳未満の者

(3) 子どもの居場所

不特定多数の者が利用可能な施設のうち、主として子どもの利用に供する部分又は保育園、幼稚園及び小学校等その他これに類する施設

(4) 県産材

県内で生産された木材

(5) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき、認証を受けた木材製品

(6) 木造化

施設の新築、増築又は改築にあたって、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の材料の全部又は一部に県産材を使用すること

(7) 木質化

施設の内外装（床、壁、天井等）で、施設利用者等から見える箇所に県産材を使用すること

(8) 調度品

日常生活において用いられる、机、椅子、ベンチ及び棚等の家具

(9) おもちゃ

子ども向けの玩具及び遊具

(10) 設計

建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く）および仕様書を作成すること

（補助対象事業）

第4 補助対象とする事業は、次のとおりとする。

(1) 県内の施設の木造化又は木質化を行うもののうち、展示による波及効果が得られるもの及びこれにあわせて行う木の調度品等の設置

(2) 展示による波及効果が得られる県内の施設を木造化するための設計

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付の対象としない。

(1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業

（ただし、補助対象部分を明確に区分できる場合を除く。）

(2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

（ただし、補助対象部分を明確に区分できる場合を除く。）

(3) 宗教的活動に関する事業

(4) 政治的活動に関する事業

(5) 公序良俗に反する事業

（補助事業者）

第5 補助事業者は県内の施設を所有又は管理・運営する者とし、次に掲げる者を除く。

また、要綱別表(4)設計支援にあつては市町村を除く。

(1) 事業を営んでいない個人

(2) 国又は都道府県

(3) 政治的な活動を目的とする団体

(4) 宗教的な活動を目的とする団体

（補助対象事業費及び補助金額）

第6 補助対象事業費は、別表に規定する事業内容を実施するための経費とする。ただし、団体の運営費及び人件費、食糧費並びにその他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。

2 補助率は、要綱に規定するとおりとし、補助金額の上限は、別表に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ定めるとおりとする。

（事業計画）

第7 補助事業者は、事業計画書（様式第1号）を作成し、次に定める書類を添付の上、別に定める期間内に事業を行う施設が所在する地域を管轄する地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

(1) 要綱別表(1) 木造化（一般）、(2) 木造化（中大規模施設）、(3) 木質化の場合
ア 事業計画書（別紙1）

- イ 事業概要書
- ウ 確認書（別紙２）
- エ 工程表
- オ 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所がわかる配置図・各階平面図
- カ 事業内容が確認できる図面、仕様書等
- キ 設計書・見積書その他事業費が確認できる書類
- ク 木材使用量算出表（計画）
- ケ 本工事に係る建築基準法に基づく確認済証又は工事内容確認証明書
- コ その他林務部長（以下「部長」という。）が特に必要と認める書類

(2) 要綱別表(4)設計支援の場合

- ア 事業計画書（別紙１）
- イ 事業概要書
- ウ 確認書（別紙２）
- エ 工程表（工事完了まで）
- オ 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所がわかる配置図
- カ 見積書、その他事業費が確認できる書類及び補助対象経費内訳（予定）書
- キ 建築士事務所登録（更新）通知書又は登録証明書（写し）
- ク その他部長が特に必要と認める書類

2 局長は、前項の規定による事業計画書の提出があったときは、規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を審査し、内容が適当と認められるときは、部長に協議するものとする。

3 部長は、前項の規定により、事業計画の協議があり、内容が適当と認められるときは、局長に対し、同意するものとし、毎年度の予算措置の状況を勘案して、補助金額の内示をするものとする。

4 局長は、前項の規定による同意及び補助金額の内示があったときは、補助事業者に対し、事業計画の承認を行い、補助金額の内示をするものとする。

（早期着手）

第8 第7第4項の規定により事業計画の承認を受けた者は、局長から内示があった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。ただし、局長がやむを得ない事由があると認めた場合は、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式第2号）に工程表を添えて局長に提出する。

3 局長は、前項の規定による協議書の提出があった場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、事業費及び補助金額等が補助金交付の決定のときに変更されることがあることを付して同意するものとする。

（交付申請）

第9 補助事業者は、局長から補助金額の内示があったときは、要綱第4第1項の規定により、補助金交付申請書（要綱様式第1号）を作成し、局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10 要綱第3第2項に規定する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱及びこの要領に従わなければならないこと。
- (2) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないときと認められるときは、競争入札に付さないことができること。
- (3) 補助事業により整備した場所及び取得した製品には「長野県森林づくり県民税」を活用した事業であること、県産材を使用していることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。
- (4) 県産材のPRに向けた県の取組に協力すること。
- (5) 工事の完了後、工事完了報告をするとともに、長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領第3条に基づき認証の申請をすること。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに支出に関する証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管するとともに、当該事業により財産を取得した場合は、その取得事業名、取得価格、処分制限期間、処分状況、補助金額取得時期その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかなければならないこと。
- (7) 処分制限期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合において、当該処分により収入があったときは、その収入の全部を県に納付させることがあること。
- (8) 局長の付した条件に違反した場合又は規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (9) 前号の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(変更)

第11 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金額の増額又は30%以上の減額（入札による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）
 - (2) 事業の実施箇所の変更
- 2 補助事業者は要綱第3第1項第1号及び第3号に規定する変更等を行おうとするときは、要綱第5の規定により定められた各種申請書を第7第1項に準じた書類を添えて局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による変更の承認申請があったときは、規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を審査し、内容が適当と認められるときは、部長に協議するものとする。ただし、要綱第3第1項第3号に規定する事項のうち完了期限の延長（年度内に完了するものに限る。）については、部長への協議は不要とし、局長が規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を確認の上、適当と認められるときは、補助事業者に対し変更の承認を行い、その旨を部長に報告するものとする。

- 4 部長は、前項の規定による協議があったときは、当該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められるときは、局長に対し、同意し、及び必要に応じて補助金額の変更内示をするものとする。
- 5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し変更の承認をし、及び必要に応じて補助金額の変更内示をするものとする。
- 6 前項の規定による変更内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4第1項の規定により、補助金変更交付申請書（要綱様式第2号）を作成し、局長に提出するものとする。
- 7 第1項に規定する重要な変更以外の変更（以下「軽微な変更」という。）を行う場合は、補助事業者は、要綱第4第1項の規定により、補助金変更交付申請書（要綱様式第2号）を作成し、局長に提出するものとする。ただし、第14の規定による実績報告書の提出に当たって、軽微な変更のうち変更理由及び変更内容が確認できる場合は、補助金変更交付申請書の提出があったものとみなす。
- 8 局長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更交付決定をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

（入札差金）

- 第12 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、当該入札金額に係る補助金相当額の変更の申請を行うものとし、この申請は、要綱第4第1項の規定により補助金変更交付申請書（要綱様式第2号）を作成し、局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において変更交付決定をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

（状況報告等）

- 第13 局長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し現地の調査及び資料の提出を求めることができる。
- 2 局長は、職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

（実績報告）

- 第14 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第8第1項の規定により、実績報告書（要綱様式第1号）に次に掲げる書類を添付して局長に提出するものとする。
- (1) 要綱別表(1)木造化（一般）、(2)木造化（中大規模施設）、(3)木質化の場合
 - ア 事業報告書（別紙3）
 - イ 工事中の写真、完成写真及び設置写真
 - ウ 補助事業の執行を証する書類（支払伝票等）
 - エ 出荷証明書又は納品書
 - オ 木材使用量算出表（実績）
 - カ 信州木材製品出荷証明書の写し（該当者のみ）
 - キ JAS製品、森林認証製品及び先駆的な木材使用等を証する書類（該当者のみ）
 - ク 調度品等の設置がある場合は、県産材使用証明書
 - ケ 軽微な変更で変更交付申請が行われない場合にあっては、軽微な変更の内容及び理由が確認できる書類
 - コ その他部長又は局長が必要と認める書類
 - (2) 要綱別表(4)設計支援の場合

- ア 事業報告書（別紙3）
- イ 工程表（工事完了まで）
- ウ 補助事業の執行を証する書類（支払伝票、契約書等）及び補助対象経費内訳（予定）書
- エ 成果品（設計図、仕様書等）
- オ 木材使用量算出表（計画）
- カ 本工事に係る建築基準法に基づく確認済証又は工事内容確認証明書
- キ 軽微な変更で変更交付申請が行われない場合にあっては、軽微な変更の内容及び理由が確認できる書類
- ク その他部長又は局長が必要と認める書類

2 補助事業者は、要綱第8第5項又は第6項の規定による補助金に係る消費税仕入控除税額の報告は、消費税仕入控除税額報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（調査）

第15 局長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、速やかに調査を行うものとする。

- (1) 第14第1項に規定する実績報告書
- (2) 第17第1項に規定する補助金交付（概算払）請求書

2 前項の規定による調査は、次に掲げる事項について行い、調査調書（様式第4号）を作成するものとする。

- (1) 補助事業に関する事務手続の確認
- (2) 補助事業に関する補助金の収入及び支出に関する書類等の確認
- (3) 必要に応じて補助事業に関する現地の確認
- (4) その他第7第4項の規定により承認された事項の確認

（補助金の額の確定）

第16 局長は、第15の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金の額の確定をするものとする。

2 局長は、前項の規定による補助金の額の確定をしたときは、次に定める書類を添付の上、部長に報告するものとする。

- (1) 要綱別表(1)木造化（一般）、(2)木造化（中大規模施設）、(3)木質化の場合
第14第1項第1号の規定による実績報告書及び同項第1号ア、イ、オ、カ、キ及びクの写し
- (2) 要綱別表(4)設計支援の場合
第14第1項第1号の規定による実績報告書及び同項第1号ア、イ、エ、オ及びカの写し

（補助金の交付請求）

第17 補助事業者は、補助金の交付請求を行うときは、要綱第9に規定する補助金交付（概算払）請求書（要綱様式第7号）によるものとする。

- 2 補助事業者は、第9第2項の規定により交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払を請求することができる。
 - (1) 補助対象となる事業の出来高（以下「出来高」という。）が60%未満の場合にあっては、交付決定額の50%以内の額
 - (2) 出来高が60%以上の場合にあっては、交付決定額の90%以内の額で補助対象となる施設に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額
- 3 局長は、前項の規定による概算払請求があったときは、速やかに第15の規定による調査を行い、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

（財産処分）

- 第18 補助事業者は、木造・木質化等により取得し、又は効用を増大した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の財産は除く。以下同じ。）を減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までは局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
 - 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、要綱第10第2項の規定により、財産処分承認申請書（要綱様式第8号）を局長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 局長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を調査し、やむを得ないものと認められるときは、部長に協議するものとする。
 - 4 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときは、局長に対し、同意するものとする。
 - 5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、第2項の規定による承認を行うものとする。
 - 6 規則第19条第2項第2号に規定する期間は要綱第10による。ただし、要綱別表(3)木質化に限っては10年とする。

（事故報告）

- 第19 補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象施設等の財産に事故があったときは、局長に届け出るものとする。
 - 2 局長は、前項の規定による届出を受けたときには、現地を調査した上で、部長に報告するものとする。
 - 3 部長は、前項の報告内容が天災その他の事故の事実と相違ないと判断できる場合には、補助金の返還を不要とする。

（完了報告）

- 第20 補助事業者は、要綱別表(1)木造化（一般）、(2)木造化（中大規模施設）、(3)木質化の事業を実施した場合において、事業実施年度の翌年度末又は補助事業により取得した施設等の工事の完了日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、工事完了報告書（様式第5号）及び長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領第3条の規定による認証の申請書を、局長に提出するものとする。ただし、第14第1項の規定による実績報告に、工事完了の内容が確認できる書類が添付された場合は、工事完了報告書の提

出があったものとみなす。

また、要綱別表(4)設計支援の事業を実施した場合において、補助事業により設計した施設等の工事完了後には、速やかに工事完了報告書(様式第5号)及び長野県産材CO2固定量認証制度実施要領第3条の規定による認証の申請書を、局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定による報告があったときは、部長に報告するものとする。

(繰越)

第21 補助事業者は、第9第2項の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。ただし、避け難い事故その他やむを得ない理由により局長が認めたときは、この限りではない。

2 補助事業者は、繰越を必要とするときは、要綱第5第1項第3号の規定により、完了期限延長承認申請書(要綱様式第5号)を作成し、次に定める書類を添付の上、事業実施年度の1月31日又は、別途局長が定める日までに局長に提出するものとする。

- (1) 繰越理由書(別紙4)
- (2) 変更工程表(工事完了まで)
- (3) 事業遂行状況が確認できる写真等
- (4) 第7第1項に準じた書類
- (5) その他部長が特に必要と認める書類

3 局長は、前項の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、部長に協議するものとする。

4 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときは、局長に対し、同意するものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、繰越承認するものとする。

(表示)

第22 補助事業者は、事業により取得した施設及び調度品等の見やすい場所に長野県森林づくり県民税を活用していることを表示するものとする。

附 則

この要領は、令和5年度の事業から適用する。

この要領は、令和6年度の事業から適用する。

この要領は、令和7年度の事業から適用する。

この要領は、令和8年度の事業から適用する。

別表（第6関係）

区分	木造化(一般)	木造化(中大規模施設) (補助事業者が市町村の場合、子どもの居場所に係るものに限る。)	木質化
事業内容	県内の施設の木造化又は木質化を行うもののうち、展示による波及効果が得られるもの及びこれにあわせて行う木の調度品等の設置		
補助金額の上限	5,000,000円	30,000,000円 (木造部分の床面積1m ² あたり17,000円を上限とする)	2,000,000円
補助率	1/2以内 (補助事業者が市町村の場合1/3以内)	1/2以内 (補助事業者が市町村の場合1/3以内)	1/2以内 (補助事業者が市町村の場合1/3以内)
補助対象事業費	木造化を実施する場合の経費及びあわせて行う木の調度品等の設置に係る経費	木造化を実施する場合の経費及びあわせて行う木の調度品等の設置に係る経費	内装木質化を実施する場合の経費及びあわせて行う木の調度品等の設置に係る経費
補助対象施設	広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示による波及効果が期待できる施設 (例)商業施設、観光施設、医療施設、福祉施設、子どもの居場所(幼稚園、保育園)等	広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示による波及効果が期待できる中大規模施設 (例)商業施設、観光施設、子どもの居場所(幼稚園、保育園)等	広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示による波及効果が期待できる施設 (例)商業施設、観光施設、医療施設、福祉施設、子どもの居場所(幼稚園、保育園)等
補助対象となる木の調度品等	木造・木質化で整備する空間に設置する木の調度品又は木のおもちゃ (例)机、椅子、ベンチ、棚、子ども向けの玩具及び遊具等 なお、木の調度品等の設置に係る補助金額は、木造化若しくは木質化の補助金額の15%又は300,000円のいずれか低い額を上限とする。		
補助要件	<p>1 補助対象施設</p> <p>(1) 木材使用量の80%以上を信州木材認証製品、JAS製品又は森林認証製品とすること。なお、JAS製品及び森林認証製品については県産材に限る。 また、使用する信州木材認証製品、JAS製品又は森林認証製品は、新築又は改築の場合にあつては5m²以上、増築又は改装の場合にあつては1m²以上、木質化のみの場合にあつては0.3m²以上とすること。</p> <p>(2) 木造化(中大規模施設)を対象事業とする施設は以下の要件を満たすこと。 ただし、対象施設が子どもの居場所である場合に限っては、アからウまでの要件を満たすこと。 ア JAS製品又は先駆的な木材等(CLT、耐火集成材等)を使用していること イ 利用者の目に見える内装等にも県産材が使われていること ウ 木造部分の延床面積が300m²以上であること エ 利用者が制限されず、年間の延べ利用者数が1万人以上を見込めること オ 補助額が10,000,000円を超える場合は、「建築物木材利用促進協定」を締結すること</p> <p>2 補助対象となる木の調度品等 主として県産材を利用し、かつ、県内で製造及び販売されるものに限る。</p> <p>3 注意事項</p> <p>(1) 補助対象施設は、次の全ての条件を満たしていること。 ア 県内の施設であること。 イ 専ら補助事業者の職員等のために使用する施設又は場所でないこと。ただし、子どもの居場所のうち、保育園、幼稚園及び小学校等については、この限りではない。 ウ 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。</p> <p>(2) 施設の整備に当たり関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 一建築物につき、一事業者による申請は1区分とすること。ただし、設計支援と要綱別表(1)、(2)のいずれかとの併用は可とする。</p> <p>(4) 他の補助事業を併用する場合、本事業による補助対象部分を明確に区分し申請すること。</p> <p>(5) 補助事業により整備した場所や、取得した製品には「長野県森林づくり県民税」を活用した事業であること、県産材を使用していることを表示することともに、事業の情報発信を行うこと。</p> <p>(6) 県産材のPRに向けた以下の取組に協力すること。 ア 補助事業者のホームページ等で長野県森林づくり県民税及び事業を活用したこと、木造・木質化の施設整備内容等を情報発信すること。 イ 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のためのアンケート協力や事例発表会等への参加、チラシやポスター等の設置に協力すること。</p> <p>(7) 県産材の利用拡大に併せて、地球温暖化の防止への普及啓発のため、長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領第3条に基づき認証の申請をすること。</p>		

区分	設計支援 (補助事業者に市町村を含まない)
事業内容	展示による波及効果が得られる県内の施設を木造化するための設計
補助金額 の上限	2,000,000円
補助率	1/2以内
補助対象 事業費	木造の非住宅建築物の基本計画・基本設計費及び実施設計費(諸経費は含む。)とし、以下の経費は補助対象外とする。 ①設備設計費(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等) ②解体撤去設計費 ③外構等周辺施設設計費 ④確認申請、工事監理、工事着手後の設計変更、積算に係る経費、工事契約に関する事務経費 ⑤その他木造建築物の設計に直接関係しない経費 ⑥他の事業により補助される経費
補助対象 施設	広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示による波及効果が期待できる施設 (例) 商業施設、観光施設、医療施設、福祉施設、子どもの居場所(幼稚園、保育園)等
補助 要件	1 設計による施設について (1) 木材使用量の80%以上に信州木材認証製品、JAS製品、森林認証製品とすることを設計図書で指定すること。なお、JAS製品及び森林認証製品については県産材に限る。 また、使用する信州木材認証製品、JAS製品又は森林認証製品は、新築又は改築の場合にあっては5㎡以上、増築又は改装の場合にあっては1㎡以上とすること。 (2) 設計完了後、設計に基づく建築工事を実施すること。建築工事完了後には、速やかに工事完了報告を行うこと。ただし、自然災害等により、やむを得ない理由がある場合を除く。 2 注意事項 (1) 補助対象施設は、次の全ての条件を満たしていること。 ア 県内の施設であること。 イ 専ら補助事業者の職員等のために使用する施設又は場所でないこと。ただし、子どもの居場所のうち、保育園、幼稚園及び小学校等については、この限りではない。 ウ 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。 (2) 施設の整備に当たり関係法令を遵守すること。 (3) 一建築物につき、一事業者による申請は1区分とすること。ただし、設計支援と要綱別表(1)、(2)のいずれかとの併用は可とする。 (4) 県産材のPRに向けた以下の取組に協力すること。 ア 補助事業者のホームページ等で長野県森林づくり県民税及び事業を活用したこと、木造・木質化の施設整備内容等を情報発信すること。 イ 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のためのアンケート協力や事例発表会等への参加、チラシやポスター等の設置に協力すること。